

電子申告のおしらせ



©2014 大阪府もずやん

納税義務者・特別徴収義務者のみなさま

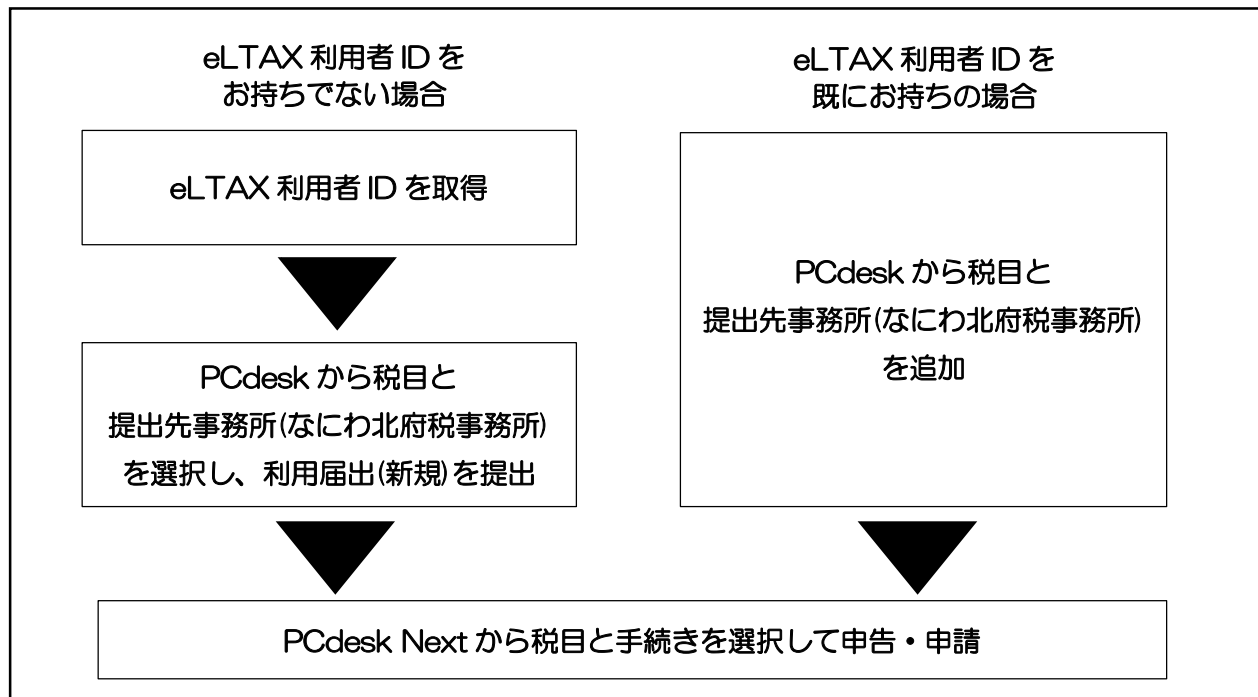
府たばこ税・ゴルフ場利用税の申告・その他手続きは eLTAX から
電子申告・申請を行うことができます！

令和5年 10月 16日から府たばこ税とゴルフ場利用税に関する申告や申請について、eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告・申請を行うことができるようになりました。

これまで窓口への持参や郵送で申告・申請していた手続きの一部を、パソコン等から行うことができます。

※電子申告・申請が可能な手続一覧は裏面を参照

◆電子申告・申請の利用手順



◆電子納付・納入について

eLTAX を利用して電子申告を行った場合、電子納付・納入を行うことができます。

電子申告したデータを利用して電子納付・納入を行う場合、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト方式のいずれかを選択して納付・納入することができます。

選択する納付・納入方法によってサービス時間等が異なりますので、詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。

電子申告・申請や電子納付・納入に関する詳しい情報や
操作方法などは右の QR コードから各 HP にアクセス
してご確認ください。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.ita.go.jp>



電子申告・納付特設ページ
<https://www.eltax.ita.go.jp/news/07816>



◆電子申告・申請が可能な手続き

■府たばこ税に関する申告・申請

手続名	手続概要
申告納付	毎月の販売本数や税額を申告する場合の手続
還付請求申告	1月の間にたばこの販売が無く、返品等により税の還付を受ける場合の手続
営業の開始・休止・廃止	新たに特定販売業者や卸売販売業者として営業を開始した場合、また、営業を休止・廃止する場合の手続

■ゴルフ場利用税に関する申告・申請

手続名	手続概要
申告納入	毎月の利用者数や税額を申告する場合の手続
特別徴収義務者登録申請	新たにゴルフ場の経営を開始し、特別徴収義務者の登録を行う場合の手続
登録事項変更(休止・廃止)申請	特別徴収義務者の登録事項の変更、ゴルフ場の休止、廃止を行う場合の手続
特例措置適用ゴルフ場としての承認申請	ゴルフ場利用税の特例措置を適用するゴルフ場として承認を受けるための手続
課税対象外の利用に係る届出	課税対象外の利用を行う場合に、利用の日までに承認を受けるための手続
徴収奨励金口座振替の申出	特別徴収義務者徴収奨励金を振り込む口座を指定する場合の手続
実態調査表の提出	年度当初等に行うゴルフ場における等級の基準となる要素(利用料金など)を報告する場合の手続

■税目に共通する申請

手続名	手続概要
更正の請求	計算誤り等の理由により納付(入)すべき税額を実際よりも過大に申告したときで、更正の請求をする場合の手続
書類提出期限延長・納期限延長申請	災害その他やむを得ない理由により申告・申請等や納付(入)を期限内に行えない場合に申告書類等の提出期限を延長するための手続
納税管理人申告※	納税管理人を指定、若しくは取りやめる場合の手続

※府たばこ税に関しては対象外

ご不明点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

◆府たばこ税・ゴルフ場利用税に関するお問い合わせ先

なにわ北府税事務所 宿泊諸税課

電話番号：06-6362-8611 (代表)

FAX番号：06-6362-8645



©2014 大阪府もずやん